

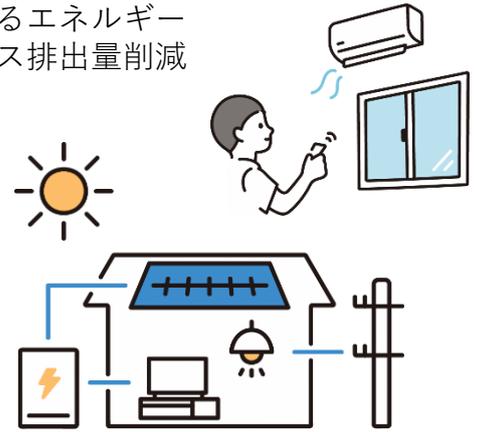


八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

八戸市は、燃料価格の高騰が続く中で、家庭及び中小企業等におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量削減の取組を推進します。

太陽光発電設備・蓄電池 高効率空調機器の購入・ 設置費用を補助します！



申請受付期間

令和6年6月3日(月)～令和6年9月30日(月)

※上記の期間内であっても、補助金額の合計が予算の額に達した場合は、受付を停止いたします。(先着順)

補助金額

| 区分 | 住宅 | 事業所 |
|---------|--------------------|--------------------|
| 太陽光発電設備 | 7万円/kw(上限35万円) | 5万円/kw(上限100万円) |
| 蓄電池 | 補助対象経費の1/3(上限40万円) | 補助対象経費の1/3(上限63万円) |
| 高効率空調機器 | 補助対象経費の1/2(上限5万円) | 補助対象経費の1/2(上限25万円) |

補助対象者

| 区分 | 住宅 | 事業所 |
|-------------|--|---|
| 太陽光発電設備・蓄電池 | 自ら所有し居住する市内の住宅の敷地内に、太陽光発電による電気の自家消費を目的として太陽光発電設備と当該設備の付帯設備としての蓄電池を同時に設置する者 | 自ら所有し事業を営む市内の事業所の敷地内に、太陽光発電による電気の自家消費を目的として太陽光発電設備と当該設備の付帯設備としての蓄電池を同時に設置する中小企業者等 |
| 高効率空調機器 | 居住する市内の住宅に高効率空調機器を設置する者 | 事業を営む市内の事業所に高効率空調機器を設置する中小企業者等 |

- ◆ 補助対象経費は、補助対象設備の購入及び設置に要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)となります。
- ◆ 「中小企業者等」には、会社以外の法人であって、中小企業者(中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者をいう。)の規模に準ずるものを含みます。
- ◆ 既に契約又は着工している場合は、補助対象外となります。
- ◆ 国、県又は他の地方公共団体の補助金との併用はできません。
- ◆ **太陽光発電設備と蓄電池は、両方を同時に設置する場合に限り、補助対象となります。また、FIT制度又はFIP制度により売電する場合は、補助対象外となります。**
- ◆ 補助対象設備の要件、申請方法については、裏面をご確認ください。

【お問い合わせ・補助申請先】八戸市環境政策課(八戸市役所別館6階)

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL: 0178-43-9265 FAX: 0178-47-0722 メール: saiene_hojo@city.hachinohe.aomori.jp

受付時間: 8時15分から17時まで(土日・祝日を除く)

ホームページ(補助制度の詳細)はこちら

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/gomi_kankyo_pet/2/5/21583.html



補助対象設備

| 区分 | 要件 |
|---------|---|
| 太陽光発電設備 | (1)自ら所有し居住する市内の住宅の敷地内又は自ら所有し事業を営む市内の事業所の敷地内に設置する太陽光発電設備であること（PPA・リースにより導入されるものを除く。）。 (2)再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないものであること。 (3)電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 (4)再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等（専らFIT制度又はFIP制度の認定を受けた者に対するものを除く。）に準拠して事業を実施すること。 (5)当該太陽光発電設備により発電する電力量を、住宅の場合は30%以上・事業所の場合は50%以上、当該太陽光発電設備を設置する住宅又は事業所の敷地内で消費するものであること。 (6)毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること。 |
| 蓄電池 | (1)自ら所有し居住する市内の住宅の敷地内又は自ら所有し事業を営む市内の事業所の敷地内に本補助事業で設置する太陽光発電設備の付帯設備として設置する蓄電池であること（PPA・リースにより導入されるものを除く。）。 (2)原則として本補助事業で設置する太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 (3)停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (4)毎月の蓄電量や電気使用量が確認できる設備であること。 (5)家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh未満）を設置する場合にあっては、14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の価格の蓄電システムであること。 (6)業務用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh以上）を設置する場合にあっては、16万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の価格の蓄電システムであること。 ※住宅に設置する場合は、家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh未満）に限り対象とする。 |
| 高効率空調機器 | (1)居住する市内の住宅又は事業を営む市内の事業所に設置する高効率空調機器であること（リースにより導入されるものを除く。）。 (2)次の製品のいずれかであること。 ア 日本産業規格 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（JIS C9901）（目標年度2027年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上の家庭用のエアコンディショナー イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する令和5年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業（Ⅲ）設備単位型の補助対象設備のユーティリティ設備（高効率空調）である業務用のエアコンディショナー ※住宅に設置する場合は、(2)アの製品に限り対象とする。 |

※各種法令等に遵守した設備でないもの、商用化された設備でなく導入実績がないもの又は中古設備であるものは、補助対象外です。

申請方法

補助対象設備の設置前に、次のいずれかの方法により申請書類を提出してください。

- (1)八戸市役所環境政策課の窓口（別館6階）に持参する。
- (2)八戸市役所環境政策課宛てに申請書類一式を郵送する。
- (3)八戸市役所環境政策課宛てに電子メールにより申請書類一式のデータを提出する。

申請の手引きや
申請書類の様式などは
こちら（QRコード）



※受付時間、郵送先、メールアドレスは表面をご確認ください。

※申請書類に不備や不足がある場合は、不受理となります。

※申請書類の不備や不足により不受理となったことによる損害や、郵送・電子メールの未達等については、八戸市は一切の責任を負いません。

※郵送については、消印日ではなく八戸市役所に到着した日での受付となります。

※電子メールについては、午後5時より後に受信した場合、翌日での受付となります。

※閉庁日（土日・祝日）に到着した郵便及び受信した電子メールについては、翌開庁日での受付となります。

※申請後、交付決定前に契約又は着工した場合は、補助対象外となります。